第一章　総則

第一・一条　目的

この協定は、両締約国の発展段階及び経済上の必要性を考慮しつつ、次に掲げる手段を通じて、両締約国間の新たな経済的な活力を作り出すことを目的とする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国間の自然人の移動を円滑化すること。

(c) 両締約国における投資の機会を増大させ、並びに投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(d) 知的財産の保護を強化すること。

(e) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(f) 貿易及び投資に関連する全ての分野における両締約国間の協力並びにビジネス環境の整備を更に強化し、拡大し、及び深めるための枠組みを設定すること。

(g) この協定の実施及び運用並びに紛争の防止及び解決のための効果的な手続を創設すること。

第一・二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(b) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) モンゴル国については、モンゴル国の領域をいう。

注釈　この(b)の規定は、国連海洋法条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c) 「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(d) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(e) (i) 日本国については、財務省又はその後継機関

(ii) モンゴル国については、関税庁又はその後継機関

(f) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(g) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(h) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(i) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(j) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(k) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(l) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産

注釈　「知的財産」とは、第十二・二条に規定するものをいう。

(vii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。金融サービス及び電気通信サービスの提供、原子力の生産並びに天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(viii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

注釈　投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(m) 「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域内において、投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i) 締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人

(ii) 締約国の企業

(n) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(o) (i) 法人がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(p) 「原産品」とは、第三章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(q) 「両締約国」とは、日本国及びモンゴル国をいい、「締約国」とは、日本国又はモンゴル国をいう。

(r) 「者」とは、場合に応じて、自然人又は企業若しくは法人をいう。

(s) 「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、第七章の規定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(t) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(u) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している法人をいう。

(v) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(w) 「国連海洋法条約」とは、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約をいう。

(x) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。